



情報ステーション

No. 18

N O R T H

2009年3月

特集：水田・畑作経営所得安定対策
収入減少影響緩和交付金の交付申請について

「収入減少影響緩和交付金」の交付までの流れ

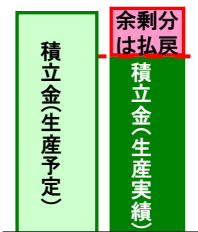
○対策加入者

交付申請手続(生産実績数量の報告) 4月1日～4月30日

↓ 交付申請書等の提出

●北海道農政事務所

積立金額の確定



(イメージ図)

生産実績数量を基に積立金額を再計算し、生産予定面積に基づいてすでに積み立てた額の方が大きかった場合、その分を払い戻します。

積立額 > 再計算額

積立額 ≤ 再計算額

余剰分は払戻

余剰分を払戻後の額で確定

当初の積立額で確定

確定した積立金

残額は繰り越し

積立金を払戻

1 : 3

国からの交付金

補てん金額の4分の3を国から交付し、4分の1を積立金から払い戻します。

交付金額の計算

生産実績数量を基に交付金額を計算します。(具体的な計算方法については、6ページ)

補てんあり

補てんなし

補てんがないことをお知らせ

○対策加入者

交付金の交付・積立金の払戻し 5月下旬～6月

20年産 収入減少影響緩和交付金の交付申請について

水田・畑作経営所得安定対策における「収入減少影響緩和交付金」は、米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、販売価格の下落などによる収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する交付金です。

収入減少影響緩和交付金の積立金の積立てを行った方は、お近くの受付窓口（所在地は巻末に掲載）で、交付申請を行ってください。（JA等と受委託契約を締結した場合は、JA等を通じ申請することができます。）

交付申請書に記入する「生産実績数量」に基づき、積立金額を確定させる手続きも行いますので、積立金の積立てを行ったすべての方が交付申請手続きを行ってください。

申請時期

平成21年4月1日～4月30日まで

申請書類

- ・「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書（様式第10号）
- ・生産実績数量を証明する書類（くわしくは4ページをご覧ください。）

「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書(様式第10号)の記入の仕方

様式第10号

平成 20 年産

「収入減少影響緩和交付金」の交付申請書

平成21年 4月15日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6
氏名 北海 次郎

対策加入者管理コード A1010199996

「収入減少影響緩和交付金」の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
米	(市町村名) うるち米	400,000 kg
米	(市町村名) もち米	300,000 kg
秋期には種する 小麦	(市町村名)	16,000 kg
大豆	(市町村名) とよまさり	6,500 kg
てん菜	(市町村名)	200,000 kg
でん粉原料用 ばれいしょ	(市町村名)	100,000 kg

(注意事項)
対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください。

申請する日付を記入してください。

法人の場合は、法人名と代表者氏名を記載の上、法人の印を押印してください。

Aで始まる10桁のコードを記入してください。

平成20年産の対象農産物について、昨年4月に積立申出をした、すべての地域等区分ごとの生産実績数量を記入してください。

対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量が確認できる書類を添付する必要があります。
ただし、「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請の際に添付している書類は、再提出の必要はありません。
くわしくは、5ページをご覧ください。

- 記入する際は、ボールペンなどで、ていねいに記入してください。特に数字は、はっきりと記入してください。
- 申請にあたっては、生産実績数量を証明する書類等をよく確認した上で、申請書に生産実績数量を間違いなく記入し、提出してください。
- 交付申請書の記載内容は交付金の交付額に直接影響がありますので、訂正印による修正もできません。誤って記入された場合は、お手数ですが、再度、新しい用紙に書き直しをお願いします。

注意事項

○ 米については区分出荷米[※]を除いた数量を記入してください。

〔※ 集荷円滑化対策により過剰生産分を区分出荷して市場から隔離され、過剰米短期融資事業の対象となった米穀、又は、「集荷円滑化対策による平成20年産区分出荷米の政府買入に係る特例取扱いの実施等について」(平成20年11月19日付け20総食第664号総合食料局長通知)により政府買入対象となった米穀です。〕

○ 米について、うるち米ともち米の両方を生産した場合は、それぞれ別の行に記入してください。また、大豆について複数の銘柄を生産した場合も同様です。

○ 種子用の麦、大豆等やビール用の大麦で収穫後に用途等が変更になったものや、生食・加工・種子用ばれいしょからでん粉の製造に供したものであっても **昨年、その対象農産物、地域等区分及び生産予定面積の申し出と積立金の積み立てを行っていない場合は、生産実績数量は0kgとなりますので、記入しないでください。**

○ てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの生産実績数量は、それぞれ国内産糖交付金の交付対象比率、糖化用等比率を乗じた数量となります。

・てん菜の生産実績数量 = てん菜販売数量 × 0.875 (交付対象比率(20年))

・でん粉原料用ばれいしょの生産実績数量 = でん粉原料用ばれいしょ出荷総数量 × 0.551 (糖化用等比率(20年))

・てん菜の証明書類としてホクレンがJAに発行する「販売見込証明書」の「販売見込数量」は、総出荷数量に、てん菜の交付対象比率 0.875 を掛けた後の数量が記載されていますので、生産実績数量の欄には、**証明書の「販売見込数量」の数量をそのまま記入してください。**

・でん粉原料用ばれいしょについては、**出荷総数量に「糖化用等比率」を掛けた数量を生産実績数量の欄に記入してください。 ※毎年の生産量・品質に基づく交付金の交付申請時と取扱いが異なりますので御注意ください。**

・北海道における収入減少影響緩和交付金の地域等区分

対象農産物	地域区分1	地域区分2 (対象農産物の種類)
米 穀	市町村	うるち米、もち米
秋期には種する小麦	市町村	—
春期には種する小麦	市町村	—
二条大麦	市町村	—
六条大麦	市町村	—
はだか麦	市町村	—
大豆	市町村	秋田、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、スズヒメ、スズマル、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ、ユキシズカ、その他
てん菜	市町村	—
でん粉原料用ばれいしょ	市町村	—

参 考

大豆の地域区分2(産地品種銘柄)と品種名の関係(平成20年産)

地域区分2	品 種 名					
秋田	カリカチ	キタムスメ				
大袖の舞	大袖の舞					
大袖振	アサミドリ	吉岡大粒	早生緑			
音更大袖振	音更大袖振					
つるの子	白つるの子	ユウヅル				
ツルムスメ	ツルムスメ					
とよまさり	トヨコマチ	トヨハルカ	トヨホマレ	トヨムスメ	ユキホマレ	
ハヤヒカリ	ハヤヒカリ					
スズヒメ	スズヒメ					
スズマル	スズマル					
ユキシズカ	ユキシズカ					
その他	ゆきびりか	タマフクラ	その他			

生産実績数量の対象範囲

米 穀

生産実績数量の対象となる米は、生産調整方針作成者から通知された米の生産数量目標（農業者間調整等後の生産確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上に格付けされたもののうち、需要に応じた安定供給を基本として出荷または販売された次の数量が上限となります。

ただし、種子用米は対象外です。また、20年産については集荷円滑化対策が発動されたので、**区分出荷米についても対象外**となります。

(1) 収穫年の翌年3月31日までに、対策加入者が社団法人米穀安定供給確保支援機構の傘下業者（JA・集荷業者）に対し販売、または販売を委託して出荷したもの

（注）農協や集荷業者は生産調整方針を作成し、出荷の事業の届出をしているものに限りです。

(2) 収穫年の翌年3月31日までに、

① 対策加入者が、販売の相手先と文書等で販売契約を締結して、販売の対象としたもの。
（→ **農家直接販売**）

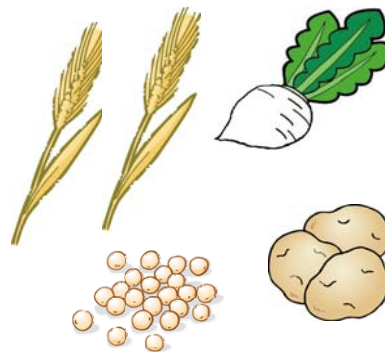
② 対策加入者から販売の委託を受けた方（→販売委託者、(1)の集荷業者を除きます。）が、販売の相手先と文書等で販売契約を締結して、販売の対象としたもの
（→ **委託販売**）



麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

生産実績数量の対象となる範囲は、「毎年の生産量・品質に基づく交付金」（成績払）の交付対象範囲と同じです。（ただし、生食又は加工用ばれいしょについては、2ページの注意事項に該当する場合には対象となりません。）

くわしくは、情報ステーションNORTH No.16をご覧ください。



収入減少影響緩和交付金における生産実績数量を証明する書類

以下の書類により生産実績数量を証明してください。

米 穀

米穀については、申請者がJA・集荷業者と事務委託契約を結んでいる場合であって、JA・集荷業者から北海道農政事務所に品質区分別交付対象数量が報告されていれば、証明書類を提出する必要はありません。

1 JA・集荷業者(米穀機構傘下業者)へ販売または販売を委託している方

- ① 生産数量目標通知書の写し
 - ② 農産物検査結果通知書の写し
 - ③ JA・集荷業者への出荷伝票の写し、
または、販売委託数量を確認できる書類の写し
- 〔 品位等検査について「もみ」で報告する場合は、「数量品位認定証明書」を提出してください。 〕

生産者(加入者)

↓ 委託販売
または販売

JA、集荷業者等
(米穀機構傘下業者)

↓ 販売

需要者

2 米穀機構傘下業者以外へ販売を委託している方

- ① 生産数量目標通知書の写し
- ② 農産物検査結果通知書の写し
- ③ 対策加入者が販売委託者に販売を委託したことが確認できる書類
〔 例えば、「販売委託契約書の写し」、「出荷伝票の写し」、「販売代金精算書の写し」
など、委託年月日、委託の相手先、銘柄ごとの販売対象数量が確認できるもの。 〕
- ④ 販売委託者が販売の相手先(需要者)との間で販売の対象としたことが確認できる書類
〔 例えば、「販売契約書の写し」、「販売伝票の写し」など、販売年月日、販売の相手先、
銘柄ごとの販売対象数量が確認できるもの。 〕

生産者(加入者)

↓ 委託販売

米穀機構傘下業者
以外の者

↓ 販売

需要者

3 需要者へ直接販売をしている方

- ① 生産数量目標通知書の写し
- ② 農産物検査結果通知書の写し
- ③ 販売の相手先と文書で販売契約を締結して販売の対象としたことが確認できる書類
〔 次ページの「直接販売した米穀の数量報告書」(参考様式第8号)に、例えば、「販売契約書の写し」と「販売伝票の写し」など、販売年月日、販売の相手先、銘柄ごとの販売対象数量が確認できるものを添付してください。 〕

生産者(加入者)

↓ 直接販売

需要者

※ ③については、インターネットやFAX等による注文販売のように、一般的に文書により販売契約が締結されない取引の場合は、「注文書の写し」、「送り状の写し」、「請求書の写し」など、注文年月日、販売の相手先、銘柄ごとの販売対象数量が確認できるものを添付してください。

19年産の米の直接販売については、「収入減少影響緩和交付金」の交付対象数量の確認として、販売価格の設定方法の確認を行っていましたが、20年産からはその確認がなくなりました。

「直接販売した米穀の数量報告書」（参考様式第8号）の記入例

販売の相手先、銘柄、販売した数量の単位ごとに分けて記入してください。

販売した年月日又は販売を予定している年月日を記入してください。（平成21年3月31日までに売買契約されたものであれば、4月以降に販売されるものであっても生産実績数量の対象になります。）

精米して販売した場合は（ ）内に精米の数量を記入し、左に玄米換算した数量（精米の1.1倍）を記入してください。

玄米の数量を記入してください。

参考様式第8号

直接販売した米穀の数量報告書

販売の相手先	銘柄名	販売（予定）年月日	個数	販売対象数量（kg）
〇〇米穀店	20年産ほしのゆめ玄米30kg	平成20年12月1日	100	3,000（ ）
農林一郎	20年産ななつぼし精米10kg	平成21年1月20日	5	55（ 50 ）
		年 月 日		（ ）
		年 月 日		（ ）
		年 月 日		（ ）
		年 月 日		（ ）
		年 月 日		（ ）
		年 月 日		（ ）
		年 月 日		（ ）
		年 月 日		（ ）

（注意事項）

- （1）当年産について、交付前年度末（収穫年の翌年の3月31日）までに販売契約を締結して販売の対象としたものを、販売の相手先ごと、銘柄（例えば、平成20年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米5kg詰め等）ごとにすべて記入してください。
- （2）精米で販売しているものについては、販売の相手先ごとに合計した数量を（ ）書きとし、その数量に100分の110を乗じることにより換算した玄米数量を記入してください。（1kg未満の端数があるときには、四捨五入により整理してください。）
- （3）販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売対象数量が確認できる書類）の写しを添付してください。（インターネットやFAX等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの実績が確認できる書類の写しで可。）

※「直接販売した米穀の数量報告書」の様式は、北海道農政事務所ホームページからダウンロードできます。

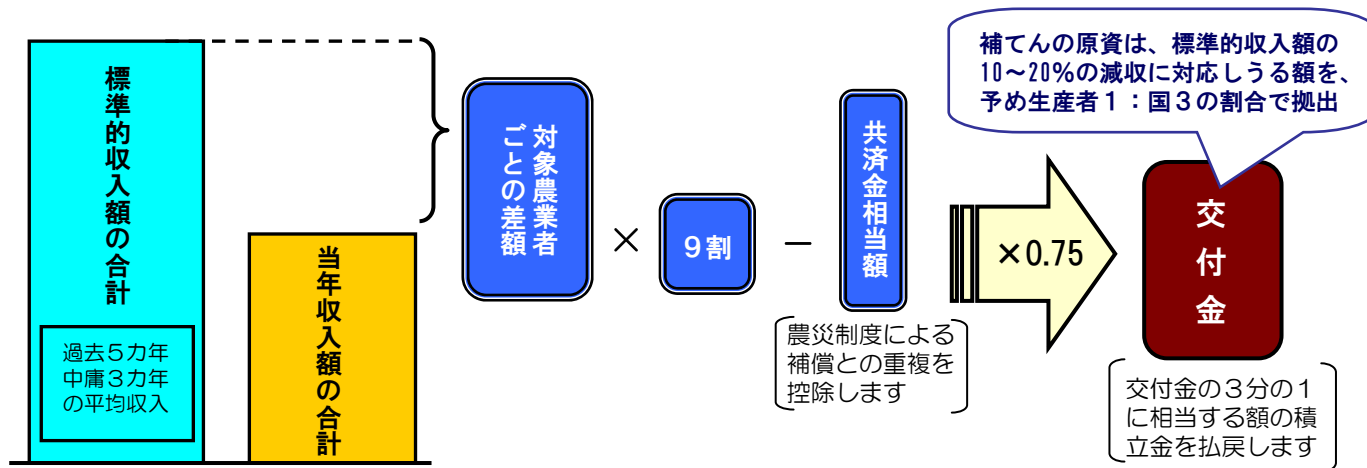
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

20年産の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」（成績払）の交付申請を行った方は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょに関する証明書類を提出済ですので、改めて提出する必要はありません。

「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の交付申請を行っていない方は、今回、証明書類を添付する必要があります。「毎年の生産量・品質に基づく交付金」と同様の証明書類が必要となります。くわしくは情報ステーションNORTH No.16をご覧ください。

【参考】 収入減少影響緩和交付金の交付金算定の仕組み

収入減少影響緩和交付金の申請をする対象農業者は、当該交付金の交付前年度の「生産実績数量」を交付申請書に記載して、交付年度の4月30日までに農政事務所へ申請します。
農政事務所では、申請された「生産実績数量」を基に、以下の計算により交付金額を決定します。
算定に必要なデータは5月上旬に告示予定です。



標準的収入額及び当年収入額の算定（20年産の場合）

	標準的収入額	当年収入額
価格 (①) 円/kg	北海道における15年産～19年産 落札数量上位3銘柄の平均入札価格	北海道における20年産 落札数量上位3銘柄の平均入札価格
単収 (②) kg/10a	市町村ごと 15年産～19年産 統計部公表実単収	市町村ごと 20年産 統計部公表実単収
品目ごとの10a当り収入額 (①×②=③) 円/10a	市町村ごと 各年産の品目ごとの①×②の5中3平均	市町村ごと 品目ごとの①×②
生産面積 (④=生産実績数量÷単収) a	品目ごとの20年産面積 (生産実績数量÷統計部公表市町村ごと実単収) ※対象農業者は「生産実績数量」を申請します。	品目ごとの20年産面積 (生産実績数量÷統計部公表市町村ごと実単収) ※対象農業者は「生産実績数量」を申請します。
収入額 (③×④) 円	品目ごとの収入額を合計	品目ごとの収入額を合計

共済金相当額の算定

市町村別の標準単収と当年産の単収の差により農林水産省が以下の式により算定します。
なお、個々の農家に支払われた農業共済の金額ではありません。

$$\text{共済金相当額} = (\text{標準単収} \times \text{農災補償割合 (9割)} - \text{当年産の単収}) \times \text{数量当たりの価額} \times \text{生産面積}$$

水田・畑作経営所得安定対策に関する手続きはお近くの受付窓口へ！

申請書類は、農政事務所の地域課、統計・情報センターのほか、JA等にも用意する予定です。北海道農政事務所のホームページからもダウンロードできます。

＜受付時間：9時～12時、13時～17時（土、日、休日を除く） 郵送でも受け付けします＞

受付窓口	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
地域第一課	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10	(011)863-6031	(011)863-6033
地域第二課	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)26-7800	(0138)26-7744
地域第三課	047-0007	小樽市港町4番3号	(0134)23-2535	(0134)23-2532
地域第四課	078-8506	旭川市宮前通東4155番31 旭川地方合同庁舎	(0166)76-1279	(0166)35-9482
地域第五課	085-0006	釧路市双葉町5番6号	(0154)23-4401	(0154)23-4403
地域第六課	080-0016	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	(0155)24-2401	(0155)24-2420
地域第七課	090-0017	北見市高砂町2番3号	(0157)23-4171	(0157)23-5358
地域第八課	068-0825	岩見沢市日の出町24番地9	(0126)22-3261	(0126)22-3263
地域第九課	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	(0144)32-5345	(0144)32-5347
地域第十課	095-0014	士別市東4条2丁目7番地2	(0165)22-3143	(0165)22-3145
地域第十一課	073-0024	滝川市東町1丁目1番9号	(0125)22-1511	(0125)22-1637
音更統計・情報センター	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5	(0155)42-2062	(0155)42-3786
池田統計・情報センター	083-0034	中川郡池田町字利別本町153-2	(015)572-2239	(015)572-2349
網走統計・情報センター	093-0078	網走市北8条西5-2-8	(0152)43-2707	(0152)43-2759
遠軽統計・情報センター	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目2-1	(0158)42-2719	(0158)42-5249
新ひだか統計・情報センター	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-3-1	(0146)42-0519	(0146)43-0945

※ 受付窓口の所在地（地図）は、北海道農政事務所HPでご案内しています

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/annai/annaizu/>

編集・発行／農林水産省北海道農政事務所（平成21年3月発行）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目 電話 011-642-5410 FAX 011-642-5509

ホームページ <http://www.maff.go.jp/hokkaido/>